

源泉徴収票 再発行申出書

下記のとおり「中退共から」支払いがあった退職金について源泉徴収票の再発行を申し出ます。

令和 5 年 1 月 10 日

独立行政法人勤労者退職金共済機構
中小企業退職金共済事業本部 殿

記

被共済者番号

5 0 9 8 7 6 5 4 3 2 1

※被共済者番号がわからない場合は空欄で構いません。他の項目はすべてご記入下さい。

被共済者
(申出者)

現住所	〒 108 - 8077 東京都港区芝公園1-7-6
退職金請求時の住所 (現住所と同じ場合は “同上”をご記入下さい)	〒 - 同上
フリガナ 氏名	チュウタイ タロウ 中退 太郎
生年月日	昭和 56 年 11 月 11 日
電話番号	03 - 6907 - 1234

共済契約者
(勤務していた会社)

住所	〒 170 - 8055 東京都豊島区東池袋1-24-1
名称	株式会社 中退共製作所

使用目的

厚生年金基金への提出のため

※退職金の受け取りが中退共のみの場合は、すでに申告は終わっているため、原則確定申告の必要はございません。
(分割払いや解約手当金等で受け取られた方はその限りではございません。)

以上

【注意事項】 □欄に必ず「チェック」をお願いいたします。

- 再発行は退職金を受け取られてから10年間となります。
- 源泉徴収票が発行された方は、退職所得として受け取られた方となります。
(解約手当金として受け取られた方は支払調書を発行します。この申出書で申出下さい。)
- 源泉徴収票の再発行申出は請求人ご本人様からの申出となります。
- 請求時と氏名が変わっている場合は、氏名の欄に旧姓もご記入いただき、変更したことがわかる公的書類(戸籍抄本・運転免許証等のコピー)を添付して下さい。
- 手数料はかかりませんが、郵送費をご負担いただいております。所定の郵便料金の切手を貼付し、ご本人様の住所をご記入いただいた返信用封筒を同封して下さい。
- 通常、申出書が届いてから2~3営業日程度で発送いたしますが、場合によって(退職金を中退共以外からも受け取られていた場合等)は、10営業日以上かかることもありますのでご了承下さい。

【送付先】

〒170-8055 中退共本部 給付推進管理課 宛
(住所は省略していただけます。)